

運 営 規 程

ホームヘルプサービス鶴住

指定障害福祉サービス

ホームヘルプサービス鶴住

運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人鶴住会が開設するホームヘルプサービス鶴住（以下「事業所」という）が実施する指定障害福祉サービスの障害者居宅介護（以下「指定居宅介護」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士またはホームヘルパー養成研修修了者（以下「居宅介護員」という）が、障害者区分状態にある障害者等（以下「利用者」という）に対し、適切な居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行う。

2. 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3. 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

4. 前三項のほか、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 58 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 3 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。

(4) 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルプサービス鶴住
- (2) 所在地 青森県北津軽郡板柳町大字野中字鶴住 1 0 2 - 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理者 1 名 (デイサービスセンターと兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 主任 1 名

主任は人事管理を中心とした業務全般を行う。

- (3) サービス提供責任者 3 名 介護福祉士

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (4) 従業者 6 名 (介護福祉士 6 名、兼務 4 名は併設デイサービスセンターと兼務)

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅支援の提供に当たる。

- (5) 事務職員 1 名 (兼務)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

3 6 5 日 (無休)

- (2) 営業時間

午前 7 時から午後 8 時までとする。ただし、電話により 2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護の内容)

第 7 条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容

- ①食事の介護
- ②排泄の介護
- ③衣類着脱の介護
- ④入浴の介護
- ⑤身体の清拭、洗髪
- ⑥その他必要な身体介護食事の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買物
- ⑤その他の必要な家事

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条 指定居宅介護を提供した際の利用料の額は、支給決定障害者から定める基準によるものとし、サービス費用の 1 割の額とする。

2. 指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅利用負担額を所得に応じて、月額負担上限額の規定する額の支払いを受けるものとする。

3. 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①通常事業の実施地域を越えた地点から片道 20 キロメートル未満 500 円

②通常事業の実施地域を越えた地点から片道 20 キロメートル以上の場合

1 キロメートル増すごとに 500 円に 50 円を加算

4. 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5. 第六条の車を使って利用者の移動介助を行う場合の運賃については、道路運送法第 4 条、第 80 条の許可（また認可）を受けた金額について規定を定め徴収する。

①発地、着地のいずれもが町内の輸送の場合 1 回 200 円

②着地が町外の輸送の場合 1 回 500 円

6. 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、板柳町、鶴田町、藤崎町、弘前市、五所川原市とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2. 本事業所は、提供した指定居宅介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関しては市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 本事業所は、社会福祉法83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携について)

第12条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

(衛生管理等及び感染症対策)

第13条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2. 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

3. 事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

(職場におけるハラスメント)

第14条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害時には、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2. 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年6回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

4. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(掲示)

第16条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 本事業所は、職員の資質向上のために研修会の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 月1回の園内研修を実施。（その他各種研修会への参加を行う。）

2. 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしてはならない。

3. 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5. この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人鶴住会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

この規定は、平成２１年４月１日から施行する。

この規定は、平成２２年４月１日から施行する。

この規定は、平成２４年４月１日から施行する。

この規定は、平成２５年４月１日から施行する。

この規定は、平成２６年４月１日から施行する。

この規定は、平成２７年４月１日から施行する。

この規定は、平成２８年４月１日から施行する。

この規定は、平成２８年６月１日から施行する。

この規定は、平成３１年４月１日から施行する。

この規定は、令和元年９月２０日から施行する。

この規定は、令和元年１０月１９日から施行する。

この規定は、令和元年１２月１日から施行する。

この規定は、令和２年４月１日から施行する。

この規定は、令和２年５月１日から施行する。

この規定は、令和３年７月１日から施行する。

この規定は、令和４年４月１日から施行する。

この規定は、令和４年８月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

この規定は、令和７年４月１日から施行する。